

執筆者:

E-mail✉ [森下 真生](#)E-mail✉ [中島 朋子](#)

## 1. バーレーンにおける個人データ保護法

バーレーンにおいては、2019年8月1日から、包括的な個人データ保護に関する法律として全60条から成る個人データ保護法(Bahrain Law NO. 30/2018, the Law on Personal Data Protection)(以下、「PDPL」と言います。)が施行されています。PDPLの施行以前は、中央銀行及び金融機関法等、一部の個別法に特定の目的で個人データの保護に関する規定が設けられるにとどまっていたが、PDPLの施行後も、これらの規定は補助的な規定として有効とされています。

また、2022年3月17日には、PDPLの下位規則として合計10種類の指令(Order)が定められました。各指令の概要は以下のとおりです。

指令番号	概要
指令 2022 年第 42 号	個人データの国境移転に関するもの
指令 2022 年第 43 号	個人データの保護を保証するための技術的及び組織的方法についての条件に関するもの
指令 2022 年第 44 号	個人情報保護当局(Personal Data Protection Authority)に対する通知提出及び事前許可申請の規則及び手続に関するもの
指定 2022 年第 45 号	センシティブ情報の処理手続に関するもの
指令 2022 年第 46 号	データ保護監督者(Data Protection Guardians)に関するもの
指令 2022 年第 47 号	データ保護監督者の登録、更新費用等に関するもの
指定 2022 年第 48 号	個人データ主体の権利に関するもの
指令 2022 年第 49 号	PDPL 違反に対する不服申立手続に関するもの
指令 2022 年第 50 号	刑事手続及び関連する判決に関するデータの秘密を保護するための管理と保護手段の決定に関するもの
指令 2022 年第 51 号	公開される登録簿を作成する際の条件に関するもの

PDPL は、他の中東湾岸諸国の個人データ保護法同様<sup>1</sup>、EU の一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)(以下、「GDPR」と言います。)の影響を強く受けていると言えます。

## 2. 適用対象

### (1) 適用対象及び適用除外

PDPL は、(A)国内に通常居住するか、国内に勤務地のある自然人、(B)国内に事業所のある法人及び(C)通常国内に居住せず、且つ国内勤務地や事業所を有さない全ての自然人及び法人であって、国内で利用可能な手段を使用して、個人データを処理する者(但し、そのような手段を使用する目的が単に個人データを国内を経由して転送する場合は除かれます。)に対して適用されません(第2条第2項)。

<sup>1</sup> 中東各国の個人データ保護法について、UAE については [2022年1月20日付のニューズレター](#)・[2022年1月26日付のニューズレター](#)、オマーンについては [2022年8月24日付のニューズレター](#)、サウジアラビアについては [2022年11月17日付のニューズレター](#) もご参照ください。

従って、バーレーンに拠点を置き、バーレーン居住者の個人データを取り扱う企業は勿論、国外企業であっても、バーレーン国内で個人データを処理する場合には、PDPL の適用があるものと解されます。

なお、以下の場合については、PDPL の規定は適用されません(第 2 条第 4 項)。

- ① 個人又は家族間の問題を超えない目的での個人による個人データの処理の場合。
- ② 国防省(the Ministry of Defense)、内務省(the Ministry of the Interior)、国家警備隊(the National Guard)、国家安全保障機構(the National Security Apparatus)その他の治安機関によって、国家安全保障の関連で個人データが処理される場合。

## (2) 個人データ

個人データとは、「個人識別番号、又は 1 つ若しくはそれ以上の個人の生理学的、知的、文化的、経済的、又は社会的要素上の特徴を通じて、直接的又は間接的に個人を識別可能とする、あらゆる情報」と定義されています(第 1 条)。かかる定義は、GDPR における個人データの定義に類似する内容であり、PDPL で保護の対象となる個人データは、国際的に保護対象となる個人データと同様と考えられます。

PDPL 上、「個人の民族的出自、民族グループ、政治的又は哲学的思想、宗教的理念、労働組合への所属、犯罪歴、及び健康状態又は性的状態に関するデータを直接的又は間接的に明らかにする個人の情報はセンシティブ個人データと定義されて(第 1 条)、例外的な場合に該当しない限り、当該個人の同意なく処理することは禁止されており(第 5 条、指令 2022 年第 45 号第 2 条)、GDPR と同様、一定のデータについては、他のデータと異なる取り扱いが定められています。

また、データ主体が無能力者又は制限行為能力者である場合、法律に従い、保護者(Guardian)の同意によって処理することができるされています(第 24 条第 2 項)。なお、PDPL においては、子供の個人データの取り扱いについて特別な配慮を求める規定は設けられていません。

## (3) データ管理者、管理者及び処理者

PDPL 上、データ管理者(Data Controller)とは「特定の個人データを処理する目的及び手段を、個別に、又は他者と共同で決定する者、及びそのような目的と手段が法律によって決定されている場合の処理の管理者」、データ処理者(Data Processor)とは、「データ管理者又はデータ処理者の従業員以外の者で、個人データをデータ管理者の利益のために、データ管理者に代わり処理する者」とそれぞれ定義されます(第 1 条)。

また、処理(Processing)とは、「自動化又は自動化されていない手段によって個人データに対して実行される一連の処理又は操作」であり、「放送、公開、転送、第三者に利用可能にすること、統合、ブロック、消去、破棄によって個人データを収集、記録、編成、分類、保管、変更、修正、復元、使用又は開示することを含む」とされます(第 1 条)。

これらの定義も、GDPR に類似する内容となっており、「処理」には、上記のとおり、個人データを収集、利用、提供する行為の全てが含まれると解されます。

## 3. データ処理の要件

### (1) 原則

PDPL 上、個人データの処理には、原則としてデータ主体の同意が必要となり、例外は以下の場合に認められます(第 4 条)。

- ① データ主体を当事者とする契約の履行の場合。
- ② データ主体の要求に応じて、契約を締結するための措置を講じる場合。
- ③ 契約上の義務の履行の場合又は管轄裁判所若しくは検察庁の命令に基づき、法律に定められた義務を履行する場合。
- ④ データ主体の重要な利益を保護する目的の場合。
- ⑤ データ管理者又はデータが開示される第三者の正当な利益のためであって、データ主体の基本的な権利及び自由に反しない場合。

これらの例外は、GDPR が処理の適法化の根拠として定める、(a)本人の同意、(b)データ主体の契約の締結・履行のための必要性、(c)データ管理者の法的義務、(d)データ主体又は他の自然人の生命に関する利益保護、(e)公共の利益又は管理者の公的権限の行使、(f)データ管理者又は第三者によって求められる正当な利益、と類似しています。既に紹介した UAE、サウジアラビア及びオマーンの個人データ保護法と異なり、PDPL は、データ管理者又は第三者の正当な利益を、データ主体の承諾が不要となる例外事由として定めています。

## (2) 同意の取得方法

前記 3.(1)のとおり、PDPL 上、個人データの処理には、原則としてデータ主体の同意が必要とされますが、同意は以下の要件を満たす必要があります(第 24 条第 1 項)。

- ① 適切な主体によって同意がなされること。
- ② 特定の個人データの処理に特化した、明示的且つ明確な書面によるものであること(電磁的方法を含む。指令 2022 年第 48 号第 4 条)。
- ③ データ処理の目的について十分な説明を受けた後、自由意志に基づいてなされたものであること。

## 4. データの国外移転

PDPL では、管理者は、以下の場合を除き、個人データをバーレーン国外に移転してはならないとされます(第 12 条)。

- ① 移転が、個人情報保護当局によって編集及び更新されるリストに記載されている国又は地域への移転であり、個人情報保護当局が、個人データに対して十分な法律上及び規制上の保護を提供していると判断した国又は地域である場合。
- ② 移転が、個人データが十分なレベルの保護を受けることを条件として、ケースバイケースで個人情報保護当局の承認を得て行われる場合。

なお、①に関し、指令 2022 年第 42 号には、個人データに対して十分な法律上及び規制上の保護を提供している国又は地域のリストとして 83 の国・地域が記載されており、日本も含まれています。当該リスト掲載国又は地域へのデータ処理者による個人データの直接移転に対しては、個人情報保護当局の事前承認は不要です(指令 2022 年第 42 号第 2 条)。

また、以下の場合には、移転先が十分な水準の保護を提供していない場合にも、例外が認められます(第 13 条第 1 項)。

- ① データ主体が同意した場合。
- ② 公に情報を提供する目的で法律に従って作成された登録簿から取得されたデータである場合(この場合の当該データへのアクセスは、指令 2022 年第 51 号が定める条件に従わなければならない。)
- ③ データの移転が、( i )データ主体と管理者の間の契約の履行又はデータ主体の要求による契約の締結のための行為、( ii )データ主体のための管理者と第三者の間の契約の締結又は履行、( iii )データ主体の重要な権利の保護、( iv )法律上の義務の履行、管轄裁判所、検察、捜査判事又は軍検察による命令、又は( v )訴訟の準備又は遂行のために必要な場合。

## 5. 責任及び罰則

### (1) 民事責任

データ管理者による個人データの処理、又はデータ保護監督者による PDPL 違反に起因する損害を被った者は、データ管理者又はデータ保護監督者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求する権利を有するとされます(第 57 条)。

### (2) 刑事責任

PDPL に違反した場合、刑事責任が生じるとされ、違反する条項に応じて、罰金(最大 20,000 バーレーンディナール: 本稿執筆時のレートで約 740 万円)及び/又は自由刑(最大 1 年)が科されます(第 58 条)。

また、個人に対する刑事責任と併科して、法人は、PDPL に規定される犯罪のいずれかが、取締役会構成員若しくは権限を与えられた者の行為、不作為、同意、隠蔽又は過失の結果として、当該法人の名義、その代理、又はその利益のために行われた場合は、当該法人に対し、2 倍を超えない額の罰金が科されます(第 59 条)。

## 中東関連イベント情報

### UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所のみにより、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30分から1時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 